()
労働会屋治族名名	
(田和ヨーイを 政子等四一フラ)	(召口丘卜二手女子育马卜卜号
-	۷

	事業上	営業上	第八条第二項
	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定
			とおりとする。
	に係る技術的読替えは、次の表の	二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、	号)第八条第二項の規定を準
	会社法(平成十七年法律第八十六	項において金庫の名称について会社法	第一条の二 法第八条第三項
(新設)		の名称について準用する会社法の読替え)	(金庫の名称について準用・
現行		改正案	

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方より提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、内閣府令・厚生労働省令より提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、内閣府令・厚生労働省令にする事項を電磁的方法(法第十三条第五項(法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)に規第一条の三

承諾をした場合は、この限りでない。
の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による
の提供を電磁的方法による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁
』前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁

(会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲)

いて「預金等総額」という。)が五十億円に達しない労働金庫とする。 その事業年度の開始の時における預金及び定期積金の総額(以下この条及び第一条の七にお第一条の四 法第三十二条第四項第一号に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、

- の事業年度の開始の時における総額及び合計額とする。 おいて、当該割合の算定においては、同号に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫2 法第三十二条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合に
- 該労働金庫は、同号に掲げる労働金庫に該当するものとみなす。 においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当時における預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限時における預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限ってする員外預金比率(以下この条及び第一条の七において「員外預金比率」という。)が新る、労働金庫の事業年度の開始の時における預金等総額又は法第三十二条第四項第一号に規
- 以上かつ百分の十以上となつた場合(転換(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四4)労働金庫の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円

(会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲)

「預金等総額」という。)が五十億円に達しない労働金庫とする。その事業年度の開始の時における預金及び定期積金の総額(以下この条及び次条において第一条の二 法第三十四条第四項第一号に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、

- 庫の事業年度の開始の時における総額及び合計額とする。おいて、当該割合の算定においては、同号 に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金2 法第三十四条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合に
- 以上かつ百分の十以上となつた場合(転換(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四4)労働金庫の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円

の規定の適用がある場合には、この限りでない。

「関第一号に掲げる労働金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十二条第四の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該事業年度の開始の時における預金等総額の開始金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併をの規定の適用がある場合には、この限りでない。

(監事について準用する会社法の読替え)

表のとおりとする。
「百八十三条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の第一条の五」法第三十七条の五において監事について会社法第三百八十三条第一項及び第三

六十六条第一項ただし書項において準用する第三百	ただし書	
労働金庫法第三十九条第四	第三百六十六条第一項	第三百八十三条第二項
	参与)	
	あっては、取締役及び会計	第一項
理事	取締役(会計参与設置会社に	第三百八十一条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定

(代表理事について準用する会社法の読替え)

定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。第一条の六。法第三十七条の七第二項において代表理事について会社法第三百五十四条の規

	7. 通见 · 时不见 3. 1 · 时间 5. 20 【 · 时间 5. 20 】 1 · 时间 6. 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1	() () () () () () () () () ()
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十四条の見出し	表見代表取締役	表見代表理事

(会計監査人の監査を要しない労働金庫の範囲)

の事業年度の開始の時における預金等総額が二百億円に達しない労働金庫とする。第一条の七、法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、そして

- いて、当該割合の算定については、第一条の四第二項後段の規定を準用する。 2 法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合にお
- 法第四十一条の二第一項に規定する労働金庫に該当するものとみなす。 は、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。) において金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。) において3 労働金庫の事業年度の開始の時における預金等総額又は員外預金比率が新たに二百億円
- 4 労働金庫の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が新たに二百億円

の適用がある場合には、この限りでない。 問金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による 動金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による 手に表する事業年度については、当該事業年度の開始 の適用がある場合には、この限りでない。 ただし、当該労働金庫に、法第三十四条第四項第一 である場合)においては、当該事業年度の開始 の時における預金等総額及び員 という。次条において同じ。)後の労

机設)

(新設)

(会計監査人の監査を要しない労働金庫の範囲)

の事業年度の開始の時における預金等総額が二百億円に達しない労働金庫とする。第一条の三 法第三十九条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、そ

いて、当該割合の算定については、前条第二項後段の規定を準用する。2 法第三十九条の二第一項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合にお

3

- 法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当するものとみなす。 は、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。) において未満又は百分の十未満となつた場合(当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における預金等総額又は員外預金比率が新たに二百億円
- 労働金庫の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が新たに二百億円

4

(会計監査人について準用する会社法の読替え) (会計監査人について準用する会社法の読替え) に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上かつ百分の十以上かつ百分の十以上をなつた場合(転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫以上かつ百分の十以上となった場合(転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫以上かつ百分の十以上となった場合(転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫以上かつ百分の十以上となった場合(転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫以上かつ百分の十以上となった場合(転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫

表のとおりとする。び三百九十六条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の第一条の八 法第四十一条の三において会計監査人について会社法第三百四十五条第一項及

るここが要	、出資一コの仓頂の或少等の場合に外には、現場の、重要では、重要では、重要では、対象のでは、ないでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、ないのでは、対象のでは、ないのでは、ないのでは、対象のでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、は、は、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、	(出資一コの会員の或り等の
磁的記録をいう。)		
十三条第二項に規定する電		号
電磁的記録(労働金庫法第)	電磁的記録を	第三百九十六条第二項第二
は辞任		
選任、解任若しくは不再任又	選任若しくは解任又は辞任	第三百四十五条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二条 法第五十七条第二項(法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二第二条 法第五十七条第二項(法第六十二条の五第四項において「銀行法」という。)第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に一条までにおいて「銀行法」という。)第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に一条までにおいて「銀行法」という。)第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に一条までにおいて「銀行法」という。)第三十四条第一項及び第三十五条第一項及び第三項におい第二条 法第五十七条第二項(法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二

(債券の募集等に関する法令の適用)

らの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。 十三年政令第二百六十七号)第一条の二第一項第十一号、日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第二十六条第六項その他の法令の規定で、社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。)の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債その他の債券をいう。以下この委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、労働2 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法(明治三十八年法

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。 第二条 法第五十六条第二項(法第六十二条第五項において準用する場合を含む。) の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約し書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労ら第十一条までにおいて「銀行法」という。) 第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただ第二条 法第五十六条第二項(法第六十二条第五項において準用する場合を含む。) 並びに法

(債券の募集等に関する法令の適用)

律第五十二号)の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、労働2 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、担保附社債信託法(明治三十八年法

は「労働金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。ことができる会社とみなす。この場合において、同法第六条 本文中「銀行事業」とあるの金庫連合会を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受ける

3 (略

(金融庁長官及び厚生労働大臣の認可を要しない事業の譲渡又は譲受け)

| の譲渡又は譲受けとする。| 第四条 法第六十二条第六項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る事業

一~三 (略)

(金庫の解散及び清算について準用する会社法の読替え)

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条第一項	第四百八十九条第七項各号	代表清算人
	に掲げる清算人	
第四百九十四条第二項	電磁的記録	電磁的記録(労働金庫法第二
		十三条第二項に規定する電
		磁的記録をいう。以下同じ。)
第四百九十六条第二項第四	電磁的方法	電磁的方法(労働金庫法第十
号		三条第五項に規定する電磁
		的方法をいう。)
第四百九十七条第一項	次の各号に掲げる清算株式	清算金庫においては、清算人
	会社においては、清算人は、	は、第四百九十五条第二項の
	当該各号に定める	承認を受けた

は「労働金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。ことができる会社とみなす。この場合において、同法第六条 本文中「銀行事業」とあるの金庫連合会を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受ける

受け)(金融庁長官及び厚生労働大臣の認可を要しない事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲

の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲受けとする。 第四条 法第六十二条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る事業

<u>〜三</u> (略)

(金庫の整理について準用する商法等の規定の読替え)

おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 第四条の二 法第六十六条の規定において金庫の整理について商法 の規定を準用する場合に

まにる同法の規気に存る技術的影響がに	11的影権 えに 一次の表のとおりとする	とする
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十一条第一項	取締役、監査役	理事、監事
第三百八十二条	本店及支店	主タル事務所及従タル事務
第三百八十六条	取締役又ハ監査役	理事又ハ監事
第三百八十六条	第一号及至第三号取締役又ハ監査役	第一号、第三号
第三百八十七条第一項	本店及支店	所 主タル事務所及従タル事務
第三百八十九条第二項及び	取締役又監査役	理事又監事
第三百九十条第一項	取締役、監査役及支配人	理事又ハ監事
第三百九十一条第二項、第	取締役	理事
三百九十七条第二項及び第		
三百九十八条第二項		

りとする。 十四号)の規定を準用する場合における同法 の規定に係る技術的読替えは、次の表のとお 十四号)の規定を準用する場合における同法 の規定に係る技術的読替えは、次の表のとお 2 法第六十六条の規定において金庫の整理について非訟事件手続法 (明治三十一年法律第2)

の規定	読み替える非訟事件手続法
	読み替えられる字句
	読み替える字句

(清算人について準用する会社法の読替え)

(京の) 「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」。「「「「」」」」」。「「「」」」」。「「」」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、「「「一合においては、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清第四条の三」 法第六十八条の規定において金庫の清算人について会社法の規定を準用する場

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	記入学・この公上云の見言	記ょた・・ ついご 丁	きょだ・こうご丁
百五十七条第一項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
ロ三十条(見出しを含 役員等 ロ六十条第二項 第三百四十九条第四項 では、監査役)	一百五十七条第一		監事
日三十条(見出しを含 役員等 第三百四十九条第四項 第三百四十九条第四項		`	
日三十条(見出しを含 役員等 第三百四十九条第四項	一百六十条第	株式を有する株主	会員である者
旦三十条(見出しを含) 役員等	第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	労働金庫法第三十七条の七
日三十条(見出しを含 役員等			_
	む。) 第四百三十条 (見出しを含	役員等	清算人又は監事

(登記の嘱託について準用する会社法の読替え)

る。 の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとすする判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限第四条の四 法第八十一条第一項の規定において金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容

記とに、公と云)見三	記とドークレンコ	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項(第	本店(第一号トに規定する	主たる事務所
一号イに係る部分に限る。)	場合であって当該決議によ	
	って第九百三十条第二項各	
	号に掲げる事項についての	
	登記がされているときにあ	
	っては、本店及び当該登記	
	に係る支店)	

求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項(第一号ニに係る部2 法第八十一条第二項の規定において金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請

理事又ハ監事	取締役又ハ監査役	第百三十五条ノ四十七
主たる事務所及ビ	本店及ビ支店	をが写言と一元。百三十五条ノニ

(新設)

(新設)

りとする。
りとする。
の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとお

第九百三十七条第一項(第 本店(第一号トに規定する 主たる事務所 「号二に係る部分に限る。」 場合であって当該決議によ って第九百三十条第二項各 号に掲げる事項についての 登記がされているときにあ っては、本店及び当該登記 に係る支店) 読み替える字句								
該きい 三 選に で で あ の の に に あ の の に に の の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の						一号ニに係る部分に限る。)	第九百三十七条第一項(第	読み替える会社法の規定
主たる事務所	に係る支店)	っては、本店及び当該登記	登記がされているときにあ	号に掲げる事項についての	って第九百三十条第二項各	場合であって当該決議によ	本店(第一号トに規定する	読み替えられる字句
							主たる事務所	読み替える字句
	<u> </u>							

規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。が確定した場合について会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合における当該が確定した場合について会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合において金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決4 法第八十一条第四項の規定において金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決

項各号		
労働金庫法第七十八条第二	第九百三十条第二項各号	第九百三十七条第四項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える会社法の規定
	1 (17 ()	1000年代 1000年 1000

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞら事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中「本店」とあるのは「主た第百二十五号)の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主た第四条の五 法第八十九条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律

七十八条第一項第一号		
いて準用する会社法第四百	項第一号	
労働金庫法第六十七条にお	会社法第四百七十八条第一	第七十一条第三項
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商業登記法の規
	(語)のオスストロップ	オーラム 木り打りングイリ言のオンジャン・

(新設)

***	第八十八条		
伝第八十七条又は	労働金庫法:	第八十条又は前条	第八十二条第三項
第四項	八十三条第		
用する会社法第四百	いて準用す		
法第六十七条にお	労働金庫法	同法第四百八十三条第四項	

第四条の六

(同一人に対する信用の供与等)

第五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文 対象者」という。)とする。 次条において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第十一項において「受信合算 に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同 人自身」という。)が当該金庫の子会社(法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)を保有するもの 規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権 (同項 に 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第三十二条第五項に

ホ~ト

2

3 有し、又は保有される議決権について準用する。 法第三十二条第六項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保

$\frac{4}{5}$ 12

(銀行法を準用等をする場合の読替え)

定中「営業所」とあるのは「事務所」と、 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 は「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲 とあるのは「業務取扱時間」と、 「取締役又は執行役」とあり、 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、 及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、 |株主総会」とあるのは |総会」と、 「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条 - 本店」とあるの 同法の規

	W :	いうかん いっぱい 第一妻 くこれ (打し) かん (間) おうごう くしき	(言)のオンジャ ())
	の規定。読み替える銀行法	読み替えられる字句	読み替える字句
$\overline{}$	第四条の見出し	営業	事業

(適用除外

第四条の三

(同一人に対する信用の供与等)

第五条 次条において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第十一項において「受信合算 対象者」という。)とする。 に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同 一人自身」という。)が当該金庫の子会社(法第三十四条第四項に規定する子会社をいう。 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ〜ハ (略)

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第三十四条第五項に 規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)を保有するもの 規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。) の百分の五十を超える議決権 (同項 に

ホ~ト

2 (略)

二 (略)

3 有し、又は保有される議決権について準用する。 法第三十四条第六項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保

4 \(\) 12

(銀行法を準用等をする場合の読替え)

第七条 とおりとする。 法第九十四条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、 次の表の

労働金庫法 (昭和二十八年法律第二百	第一項	
	あると認めるときは	
	基準に照らし公益上必要が	
公益上必要があると認めるときは	前二項の規定による審査の	第四条第四項
事業の免許	営業の免許	第四条の見出し
		の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える銀行法

第十九条 第二十一条及ひ第二十六条	第三章及ひ第匹章	Ę		の規定による取締役会の承	
・厚生労働省令	内閣府令	第十四条の二第二		同法第三百五十六条第一項	
理事 の	取締役の	11		義務等)において準用する	
	K F C C			役の監査委員に対する報告	
	定による取締役会の承認			76	
おいて準用する	準用する場合を含む。)の規			生川	
会の承認は、労働金庫法第四十二条に	十四第七項第五号において			一項(競業及び利益相反取	
\mathcal{O}	(商法特例法第二十一条の			する同法第三百五十六条第	
	(取締役と会社間の取引)			規定により読み替えて適用	
1 7	南法第二百六十五条第一項		三十九条第一項	会社との取引等の制限)の	
が力を見らずり、これので、毎月	II	第十四条	定による理事会の承認に対する同法第	項(競業及び取締役会設置	
里事	又帝之くは丸丁之	第一回シの見り	労働金庫法第三十七条の三第一項の規	会社法第三百六十五条第一	第十四条第二項
里事	取 帝 少 等	第十四条の見出し	理事	取締役等	第十匹条の見出し
		号及び第四号	7711.6	Z	
内閣府令・厚生労働省令	内閣府令	第十三条の三第三		該銀行を除く。)	
		号及び第二号		銀行持株会社の子会社(当	
内閣府令・厚生労働省令	内閣府令	第十三条の二第一		117	
		し書		17	
内閣府令・厚生労働省令	内閣府令	第十三条の二ただ	子会社	1	第十三条の二
	該銀行を除く。)		1 22 11	11	
	銀行持株会社の子会社(当				
	とする銀行持株会社、当該			会社を防くし	
	要株主、当該銀行を子会社		1 7	子会社(内閣府令で定める	第十三条第二項
子会社	子会社、当該銀行の銀行主	第十三条の二本文			
内閣府令・厚生労働省令	内閣府令	第十三条第五項			
内閣府令・厚生労働省令	内閣府令				
に規定する子会社をいう。以下同じ。)					
子会社(労働金庫法第三十二条第五項	子会社	第十三条第二項	項において「預金者等」という。)の		
		項	預金者又は定期積金の積金者(以下この	預金者等の	項
内閣府令・厚生労働省令	内閣府令	第十二条の二第二	定期積金	定期積金等	第十二条の二第一
内閣府令・厚生労働省令	内閣府令				
の項において「預金者等」という。)			労働金庫法第六条	第一項	
預金者又は定期積金の積金者(以下こ	預金者等	項		あると認めるときは	
預金又は定期積金	預金又は定期積金等	第十二条の二第一		基準に照らし公益上必要が	
二十七号)第六条			公益上必要があると認めるときは	前二項の規定による審査の	第四条第四項

	第二十四条第二項	-	第二十一条第四項		第二十一条第三項	第一一 一、大等二百	号	第十四条の二第二										
	項並びに第四十七条第二項次項、次条第二項及び第五	1	電磁的方法		電磁的記錄	宣弦与己表		第三章及び第四章								議)	九条第一項(取締役会の決	認に対する同法第三百六十
	次項並びに次条第二項及び第五項	に規定する電磁的方法をいう。)	電磁的方法 (労働金庫法第十三条第五項		頃に規定する電磁的記録をいう。以下司電磁的記録(労働金庫法第二十三条第二	宣兹勺已录 (分助)全国共等二十三V等二	第二十六条	第十九条第二項、第二十一条第二項及び										
四項	項、第三項及び第第三十四条第一	第三十四条の見出	第二十六条第二項	第二十五条第一項			一十四条第	第二十一条第三頁	及び第二項	第二十一条第一項		第十九条第三項	第十九条第一項及		第十六条		第十五条	第十五条の見出し
世等からの事業の全部の譲受け 一項(営業の決議(商法第二 所上、場合を含む。)の規定 により商法第二百四十五条 第一項(営業の譲渡又は譲 第一項(営業の譲渡又は譲 ではりの決議(商法第二 をする場合を含む。)の規定 により商法第二百四十五条 により商法第二百四十五条	譲受け又は銀行の 信用金営業の全部の譲渡若しくは	営業等	内閣府令・財務省令	営業所	\cup 1	次項、次条第二項及び第五	为	勺閣存令	内閣府令	営業年度	内閣府令	これらの報告書	営業年度	営業所	内閣府令	内閣府令	営業時間	営業時間
総会の決議	事業の全部の譲渡又は譲受け	事業等	内閣府令・厚生労働省令・財務省令	事務所		次項並びに次条第二項及び第五項	• •	対閣符合・ 厚主労働省合	内閣府令・厚生労働省令	事業年度	内閣府令・厚生労働省令	当該報告書	事業年度	事務所	内閣府令・厚生労働省令	内閣府令・厚生労働省令	業務取扱時間	業務取扱時間

助手続			金庫(労働金庫法第三条に規定する金庫	銀行業	第三十七条第一項
号)の規定による更生手続又は承認援			号		
に関する法律(平成八年法律第九十五)	学認援助手続			第五十七条第一号	第三十六条第二項
後男等の更	生手売、更丰	登 [2] - フ ジ タ - エ			
青漳手売、波笙手売、再生手売、整里	青算手壳、坡垂手壳、再生	第四十六条第一頁			
当該金庫	当該会社				
当該金庫	当該銀行のあつた会社	第四十五条		又は事業の全部若しくは	
労働金庫法第六条	第四条第一項	第四十四条第一項		若しくは一部を承継させ、	
事業所	営業所		事業の全部又は	会社分割により事業の全部	第三十六条第一項
内閣府令・厚生労働省令	内閣府令	第三十八条			U
同法第六条	第四条第一項		事業	会社分割又は事業	第三十六条の見出
労働金庫法第九十五条	第二十七条	第三十七条第三項	決議	決議又は決定	
総会	株主総会			の決議又は執行役の決定	
「金庫」と総称する。)の事業の一部			総会又は理事会の決議	株主総会若しくは取締役会	第三十五条第一項
労働金庫又は労働金庫連合会(以下	銀行業	第三十七条第一項	第一項の名別の名別の名別の名別の名別の名別の名別の名別の名別の名別の名別の名別の名別の	同項の名別の	
	譲渡したときは				
	営業の全部若しくは一部を		同項各另	同条各号	
は	くは一部を承継させ、又は				
事業の全部又は一部を譲渡したとき	分割により営業の全部若し	第三十六条第一項			
Lin Arix	スプロディー マップ・スプログ	U \$	労働金庫法第九十一条の四第一項	第五十七条	第三十四条第三項
事業	分割又は営業	第三十六条の見出			
決議	決議又は決定				
	の決議又は執行役の決定				
総会の決議	株主総会若しくは取締役会				
営業	事業				
銀行	信用金庫等			又は執行役の決定)	
事業	営業	第三十五条第一項		場合には、取締役会の決議	
	の譲受け			事業の全部の譲受けを行う	
	くは譲受け又は事業の全部			承認等)の決議によらずに	
当該事業の全部の譲渡又は譲受け	当該営業の全部の譲渡若し			七条第一項(事業譲渡等の	
決議	決議又は決定		合には、理事会の決議)	規定により同法第四百六十	
	定)		よらずに事業の全部の譲受けを行う場	72	
	1.1		項ただし書の規定により総会の決議に	車	
	けを行う場合には、取締役		総会の決議 (労働金庫法第六十二条第二	株主総会の決議(会社法第	第三十四条第一項

の別点の見です 別表のは、 関府令」とあるのは、 2 法第九十四条第四項		二号第五十七条の五第	第五十七条の五第		第五十六条第三号		第五十六条第二号	第五十六条第一号			第四十六条第一項	第四十五条第八項	第一号第四十五条第七項	第四十四条第四項	第一号
プロ欄に掲げらど Jit Note 「内閣府令・厚生労働省。場の規定において銀行法を	第四条第一項	第二十七条又は第二十八条	第四項第一項若しくは、第二十七条又は第五十二	第四条第一項	第四十一条第四号	第四条第一項	第二十七条又は第二十八条	第二十七条	助手続	生手続又は承	清算手続、破産手続、再生	班	号又は第三号会社法第四百七十五条第二	銀行法	
いご い司をつて 欄に掲げられ 刀に売み替えるほか、次の表の上欄に掲げ一準用する場合においては、同法の規定中「内	同法第六条	労働金庫法第九十五条	又は労働金庫法第九十五条第一項	同法第六条	労働金庫法第三十条第一号	同法第六条	労働金庫法第九十五条	労働金庫法第九十五条第一項	よる更生手続(平成八年法律第九十五号)の規定に	男生手続の は	清算手続、破産手続、再生手続又は金融	労働金庫法第六十七条において準用す	る会社法第四百七十五条第二号労働金庫法第六十七条において準用す	労働金庫法	をいう。)の事業の一部

	準用す	準 月 す				
二号	第五十七条の二第	第五十七条の二第		を除く。)	号から第九号まで	第五十六条(第四
第四条第一項	第二十七条又は第二十八条	第二十七条	第四十一条第四号	第四条第一項	第二十七条又は第二十八条	第二十七条
同法第六条	労働金庫法第九十五条	労働金庫法第九十五条第一項	労働金庫法第三十条第一号	同法第六条	労働金庫法第九十五条	労働金庫法第九十五条

る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える

ものとする。

11

働	働金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ	社者」とするほか、次の·	働金庫代理業再受
託	「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労	「労働金庫代理業再委託	託者」とあるのは
丵	は「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委	「特定銀行代理行為」とあるのは	業者」と、「特定銀
L	「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理	「労働金庫代理行為」と、「特官	とあるのは「労働・
冬	「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」	とあるのは「労働金庫法	条第十四項各号」とあるのは
閉	閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二	生労働大臣」と、「銀行件	閣総理大臣及び厚地
L	「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内	あるのは「内閣府令・厚	と、「内閣府令」と
組	「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」	銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「知	銀行」とあるのは
注	同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属	の規定を適用する場合においては、同法	法の規定を適用する
3	歌行法第五十二条の六十一第二項の規定により同	三項において準用する銀行法第五	3 法第九十四条第三項に
	(略)	(略)	 (略)
	ターン 信和自己記さし、		
	定する電磁的方法をいう。)		
	電磁的方法(同法第十三条第五項に規	電磁的方法	
-	二項に規定する電磁的記録をいう。)		一第二項
第	電磁的記録(労働金庫法第二十三条第	電磁的記録	第五十二条の五十
	定期積金	定期積金等	
兀	の項において「預金者等」という。)の		四第二項
第	預金者又は定期積金の積金者(以下こ	預金者等の	第五十二条の四十
	(略)	(盤)	(略)
の			の規定
読	読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える銀行法

- ^ ** J・1 つ。 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ	-	ので Jは、「しごし引きつて引いる」。 働金庫代理業再受託者」とするほか、
託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労	「労働金庫代理業再委託者」と	託者」とあるのは
「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委	「特定銀行代理行為」とあるのは「特力	業者」と、「特定銀
とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理	金庫代理行為」と、「特定銀行	とあるのは「労働
-九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」	条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、	条第十四項各号」
閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二	生労働大臣」と、「銀行代理業.	閣総理大臣及び厚っ
と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内	あるのは「内閣府令・厚生労働	と、「内閣府令」と
「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」	「所属労働金庫」と、「銀行代	銀行」とあるのは
の規定を適用する場合においては、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属注意サービジ第三式にませて選手でで銀行注意コーニタのテート第三式の表気にている	の規定を適用する場合においては、同法の規定中「銀行」と参り「2000年により「2000年では多り」という。	法の規定を適用する
野は「一気)、「一等・「気)見ぎ」、「引		
- (略)	- (略)	- (略)
		一第一項
事業年度	営業年度	第五十二条の五十
預金又は定期積金	預金又は定期積金等	
の項において「預金者等」という。)の		四第二項
預金者又は定期積金の積金者(以下こ	預金者等の	第五十二条の四十
(略)	(略)	(略)
		の規定
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える銀行法

る字句は、それぞ	る字句は、それぞれ同法の下欄に掲げる字句とする。	る。
(略)	(略)	(路)
四第二項 第五十二条の四十	第二条第十四項第一号	一号労働金庫法第八十九条の三第二項第
	預金者等の	の項において「預金者等」という。) 預金者又は定期積金の積金者(以下)
第五十二条の五十	営業年度	事業年度

第五十二条の四十

第二条第十四項第一号

労働金庫法第八十九条の三第二項第

(略)

号

(略)

る字句は、それぞれ同法の下欄に掲げる字句とする。

(略)

四第二項

預金者等の

の項において「預金者等」という。)

預金者又は定期積金の積金者(以下こ

第五十二条の五十

電磁的記録

定期積金等

定期積金

電磁的方法

電磁的方法(同法第十三条第五項に規

電磁的記録(労働金庫法第二十三条第

|項に規定する電磁的記録をいう。)

一第二項

		2~4 (略)			2~4 (略)
		二~九			二~九(略)
	ただし書及び第四十八条 の規定による認可	ただし書及び第四		の規定による認可	十八条 の規定に
で、内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)並びに法第三十六条第一項	8府令・厚生労働省令で定め	係るもので、内閣	府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)並びに法第三十五条第一項ただし書及び第四	『省令で定めるものに限る。) 並	府令・厚生労働
十三条第一号及び第二号の規定による認可(定款及び業務の方法の軽微な変更に	紀一号及び第二号の規定によ	一法第三十三条第	(定款及び業務の方法の軽微な変更に係るもので、内閣	法第三十一条の規定による認可 (定款及び業	一法第三十一条
		行うことを妨げない。		V).	行うことを妨げない。
し、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら	号から第八号までに掲げる	する。ただし、第六	する。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら	六号から第八号までに掲げる事	する。ただし、第
するものに限り、都道府県知事が行うことと	等が当該都道府県に所在する者に限る。)に関するものに限り、	等が当該都道府県に	るものに限り、都道府県知事が行うことと	等が当該都道府県に所在する者に限る。)に関するものに限り、	等が当該都道府県
(法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。) を含み、その主たる営業所	仏第八十九条の四に規定する	なされた金庫等(法	なされた金庫等(法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。)を含み、その主たる営業所	(法第八十九条の四に規定する今	なされた金庫等(
代理業者(銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみ	6(銀行法第五十二条の六十	る労働金庫代理業者	る労働金庫代理業者(銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみ	《者 (銀行法第五十二条の六十一	る労働金庫代理業
金庫並びに一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とす	垣府県の区域を越えない区域	金庫並びに一の都道	金庫並びに一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とす	#道府県の区域を越えない区域:	金庫並びに一の都
うち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働	(に掲げるものは、 一の都道:	する事務のうち、次	する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働	次に掲げるものは、一の都道府	する事務のうち、
長官権限及び法の規定(この政令の規定を含む。)による厚生労働大臣の権限に属し	及び法の規定(この政令の規	第十一条 長官権限及	第十一条 長官権限及び法の規定(この政令の規定を含む。)による厚生労働大臣の権限に属	及び法の規定(この政令の規字	第十一条 長官権限
	っる事務)	(都道府県が処理する事務)		する事務)	(都道府県が処理する事務)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			定する電磁的方法をいう。)		